第三十条の二第一項第三号中「六十五歳に達した日の前日において特別支給の老齢厚生年金の加給年金額の対象となつていた」を「前条第一項の請求書に記載した」に、「次項」を「次項第四号及び第三項第四号」に改め、同条第五項中「附則第九条の二第三項」の下に「若しくは第九条の二の二第三項」を加える。

第三十条の三第一項及び第三項中「附則第九条の二第三項」の下に「若しくは第九条の二の二第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第三十条第八項から第十項までの規定は、第一項の請求に係る老齢厚生年金について準用する。

第三十一条の二第一項中「特別支給の老齢厚生年金について法第四十四条第一項に規定する加給年金額が計算されていなかつた」を「配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子（第三十条第一項の請求書に記載していない配偶者又は子に限る。）がある」に、「同項」を「法第四十四条第一項」に改め、同項第一号中「受給権者の」の下に「氏名、」を加え、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項ただし書中「前項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が、六十五歳（その者が法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額（以下「繰上げ調整額」という。）が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢とする。）に達する場合であつて、加給年金額の対象者があるときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、当該加給年金額の対象者について、第三十条第一項の請求書に記載した場合であつて、第三十五条の三の届出を行うときは、この限りではない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード

四　加給年金額の対象者の氏名、生年月日及びその者と受給権者との身分関係並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨

五　加給年金額の対象者である配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号

4　老齢厚生年金の受給権者であつて、その権利を取得した当時（法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であるときは、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢とする。）に達した当時）、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたものが、法第四十三条第三項（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、同項又は法附則第十三条の四第六項）の規定により当該月数が二百四十以上となるに至る場合であつて、加給年金額の対象者があるときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード

四　加給年金額の対象者の氏名、生年月日及びその者と受給権者との身分関係並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨

五　加給年金額の対象者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号

第三十三条第一項中「附則第十一条の五」の下に「又は第十三条の六第三項」を加え、同条第三項中「附則第十一条の六第一項」の下に「、第二項若しくは第四項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第十三条の六第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）」を、「附則第二十六条第一項」の下に「若しくは第三項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十三条の三の次に次の一条を加える。

（繰上げ調整額支給停止事由の該当の届出）

第三十三条の四　繰上げ調整額が加算されている法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者は、法附則第十三条の五第五項本文に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード

四　法附則第十三条の五第五項本文に該当するに至つた年月日

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

（繰上げ調整額支給停止事由の消滅の届出）

第三十四条の二の二　法附則第十三条の五第五項本文の規定によつて繰上げ調整額に相当する部分の支給が停止されている法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者は、法附則第九条の二第一項に規定する障害状態に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード

四　障害の原因である疾病又は負傷の傷病名

五　法附則第九条の二第一項に規定する障害状態に該当するに至つた年月日

六　配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子があるときは、その者の氏名及び生年月日、その者と受給権者との身分関係並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨

七　配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに当該配偶者の基礎年金番号

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

二　前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の状態の程度を示すレントゲンフィルム

第三十四条の三の見出し中「附則第十一条の五」の下に「及び第十三条の六第三項」を加え、同条中「附則第十一条の五」の下に「及び第十三条の六第三項」を、「附則第八条」の下に「又は第十三条の四第三項」を加える。

第三十五条の三第一項中「達する場合」の下に「又は法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢とする。）に達する場合」を加える。

第四十八条第二項中「第三十三条の六第一項」を「第三十三条の七第一項」に改める。

別表中「第三十一条の四」の下に「、第三十四条の二の二」を加える。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「支給繰上げ（以下この項」の下に「及び次項」を、「に限る。）又は」の下に「法附則第九条の二の二第一項若しくは」を「一部繰上げ」という。）の請求（」の下に「法附則第九条の二の二第一項の規定による一部繰上げの請求にあつては厚生年金保険法附則第八条の二各項、国家公務員共済組合法附則第十二条の三の二（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場